

第11次

明和町交通安全計画

(令和3(2021)年度~令和7(2025)年度)

明 和 町

ま え が き

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進計画を図るため、昭和45（1970）年6月に交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定され、11次にわたり交通安全計画を作成し、同計画に基づく各種の交通安全対策を推進してきました。

明和町における交通事故発生件数と負傷者数は減少傾向にありますが、国道122号バイパス完成による交通量の増加や、高齢者の死亡事故が発生するなど、交通事故は町民の安全を脅かす身近な危険となっています。

本町においては、平成11（1999）年に「明和町交通安全に関する条例（平成11年明和町条例第11号）」を制定し、交通安全の基本理念や町、町民、事業者等の責務を明らかにするとともに、本町における総合的な交通安全対策を推進してきたところです。

こうした観点から「第11次明和町交通安全計画」は、令和7（2025）年度までに講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。

この計画に基づき、具体的な交通安全対策を推進し、交通事故の発生を抑止して、交通事故による死傷者をできる限り減少させ、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

目 次

計画の基本理念	3
1 人に係る安全対策	
2 交通環境に係る安全対策	
道路交通の安全	4
第1 交通安全計画における目標	4
第2 道路交通事故の現状と分析	4
1 道路交通事故の現状	
2 道路の交通事故の特徴	
3 道路交通を取り巻く今後の状況	
第3 交通安全対策のポイント	5
1 高齢者及び子どもの安全確保	
2 歩行者及び自転車利用者の安全確保	
3 生活道路における安全確保及び交通事故が起きにくい環境をつくるためのポイント	
第4 講じようとする施策	7
1 交通事故が起きにくい交通環境づくり	
1) 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
2) 交通安全施設等整備事業の推進	
3) 自転車利用環境の整備	
4) 道路交通環境の整備	
2 交通事故を起こさない意識づくり	
1) 交通安全思想の普及啓発	
2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
3) 交通安全施策に関する民間団体や事業所等の主体的活動の推進	

計画の基本理念

全国的に進む「少子・高齢社会」の中、本町においてもかつて経験したことのない時代を迎えています。このような状況の中で真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、誰もが安全で安心な生活が過ごせる社会を実現することが極めて重要となります。なかでも交通安全の確保は重要な要素です。

これまで、その重要性が認識され様々な対策がとられてきたところですが、自転車利用者や高齢者が関係する事故の割合が増加していることから、さらなる対策の実施が必要です。

交通事故のない社会は一朝一夕に実現できるものではありませんが、悲惨な交通事故を防止するため、交通安全対策をより一層推進していかなければなりません。特に、「人優先」の交通安全思想を基本とし、高齢者、障害者、子ども等交通弱者の安全を確保することが大切です。

このような観点から、本計画は第11次群馬県交通安全計画を踏まえ、交通社会を構成する「人」及び活動する場となる「交通環境」といった要素について相互の関連を考慮します。そして、町民の理解と協力の下に、総合的かつ計画的に施策を実施することにより、交通事故による死傷者を減少させ、町民が安全で安心して暮らすことができる町づくりを目指します。

1 人に係る安全対策

運転する人の知識・技能向上、交通安全意識の徹底、運転管理の改善、労働条件の適正化等とともに、歩行者等の交通安全意識の徹底を図ります。

また、町民自ら安全で安心な社会の実現を目指そうとする意識が極めて重要であることから、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させます。

2 交通環境に係る安全対策

交通安全施設の整備・老朽化対策、交通に関する情報提供の充実等を図ります。

また、交通環境の整備に当たっては、混合交通に起因する危険を排除する施策を充実させるため、特に通学路や公共施設周辺等において、歩道整備を実施するなど、人優先の交通安全対策の更なる推進を図ります。

これら二つの要素に対する施策の効果を高めるために、次の視点で交通事故防止対策に取り組めます。

(1) 交通事故原因の総合的調査と対策

(2) 交通安全意識の徹底を図るため、関係機関・団体と連携した交通安全活動の推進及び交通安全教育の充実

道路交通の安全

第1 交通安全計画における目標

内閣府による中央交通安全対策会議の第1 1次交通安全基本計画では、令和7（2025）年までに全国の交通事故による24時間以内の死者数を年間2,000人以下に抑えることを目標としております。

これを受けて群馬県では、交通人身事故及び自転車の関係する交通人身事故発生件数を令和7（2025）年までに「令和元年比3割以上減少」を目標としています。

本町では、令和7（2025）年まで交通事故による年間の24時間以内の死者数ゼロという目標を継続します。そのためにも、関係機関・団体の連帯と町民の協力により、交通事故の発生数や負傷者数も減少させるため、本計画において様々な施策を推進します。

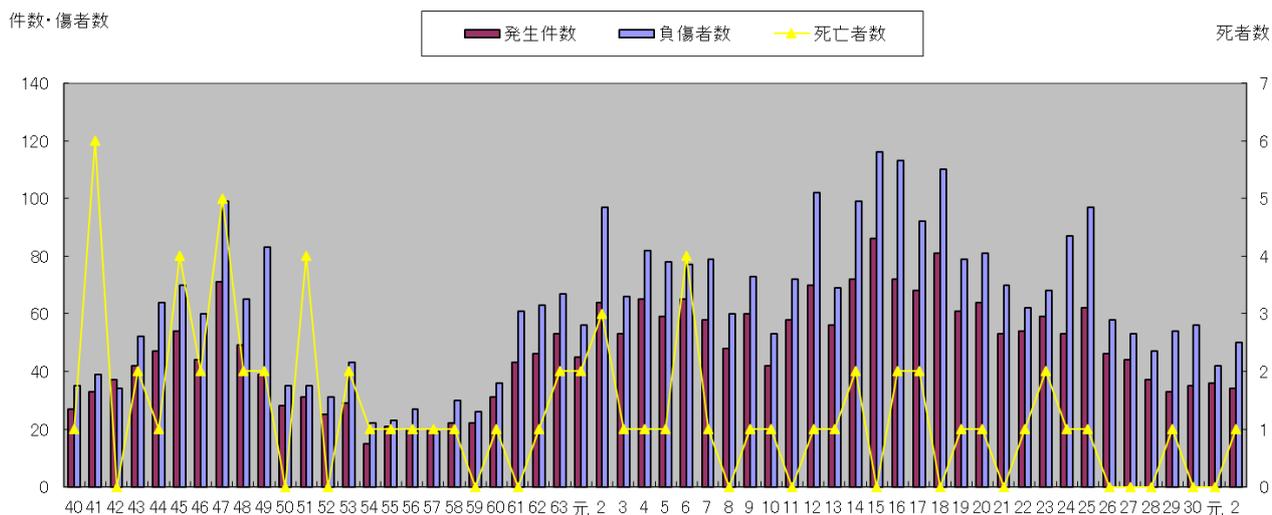
第2 道路交通事故の現状と分析

1 道路交通事故の現状

本町の交通事故は、死者数（6人）は昭和41（1966）年に、発生件数・負傷者数（86件・116人）は平成15（2003）年にピークに達しました。その後は、自動車交通の増加に反して交通事故は減少傾向となりました。

平成7（1995）年から死者数は極めて少数（2人以下）を維持し、令和2年は発生件数34件、負傷者数50人と平成15年のピーク時から比べると約60%減少しています。

交通事故の推移(明和町)



2 道路の交通事故の特徴

全交通事故死者数に占める60歳以上の割合は、平成13（2001）年頃から増加傾向にあり、令和2（2020）年には全死者数の約60%を占めています。状態別交通事故死者数では、歩行中及び四輪車運転中の死者数が約70%を占め、中でも、歩行中の死者の構成率は平成23（2011）年から令和2（2020）年にかけて約10%増加しています。

自転車の関係する交通人身事故件数・死者数は、平成23（2011）年に3,400件・17人でしたが、令和2（2020）年には1,713件・4人となり、件数は約50%、死者数は約75%減少しました。

交通人身事故発生件数が平成23（2011）年に約1,900件であったのが、令和2（2020）年には約9,000件となり減少傾向にありますが、高齢者が第一当事者となる件数がほぼ横ばいであるため、事故全体に占める高齢者の構成率は年々増加しています。

3 道路交通を取り巻く今後の状況

群馬県は、人口当たりの運転免許保有率にあっては昭和44年以来、人口当たりの車両保有率にあっては昭和48年以来、双方とも全国1位であり、本町においても同様に運転免許人口・車両保有台数が年々増加し、町民の多くが日常的に自動車を利用する機会が多く、交通事故がいつどこで起きても不思議ではない状況となっています。

また、北関東自動車道の全線開通など高速道路網の発達に伴い、高速道路での重大事故の発生や町の開発により県外車両交通量の増加など、交通環境を取り巻く情勢は、依然として厳しい状況にあります。

さらに、高齢化に伴う高齢者人口や高齢運転免許保有者の増加は、道路交通に大きな影響を及ぼすものと予想されます。

第3 交通安全対策のポイント

1 高齢者及び子どもの安全確保

本町における高齢者の運転免許保有率は、平成28（2016）年には70.7%でしたが、令和2（2020）年には72.3%となり、高齢者の運転免許保有率は年々増加の一途をたどっています。また、県内の交通事故死者数に占める高齢者の割合が高く、今後の高齢化を踏まえ、高齢者が安全で安心して外出することができる社会の実現が必要です。

これには、高齢者が移動する手段を歩行、自転車や自動車を運転する場合、そして公共交通等を使用する場合など、それぞれの交通手段の違いに着目し、各特性を考慮した対策を実施する必要があります。また、高齢者が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図ります。

そして、高齢者に対する対策と同時に考慮しなければならないのが、子どもに対する安全対策です。少子化が進む中、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するため、通学路等において歩道等の整備を図り子どもを交通事故から守る交通安全対策を一層推進する必要があります。

運転免許人口の推移（明和町）

	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
免許人口	8,258	8,240	8,232	8,171	8,078
総人口	11,435	11,463	11,387	11,313	11,269
免許の保有率	72.2%	71.9%	72.3%	72.2%	71.7%

※免許人口は警察署、総人口は住民基本台帳より（それぞれ1月1日現在）

高齢者の運転免許人口の推移（明和町）

	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
高齢者免許人口	2,176	2,273	2,343	2,372	2,445
高齢者人口	3,427	3,077	3,183	3,322	3,383
免許の保有率	70.7%	71.4%	71.8%	71.4%	72.3%

※高齢者免許人口は警察署、高齢者人口は住民基本台帳より（それぞれ1月1日現在）

2 歩行者及び自転車利用者の安全確保

歩行者の安全確保については、身近な道路の安全性を高めることが必要であり、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、歩道の整備等を積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策が必要です。

自転車利用者については、交通ルールやマナー違反が多いことから、交通安全教育等の充実を図る必要があります。また、自転車は、自動車と衝突した場合には被害者となる一方、歩行者等と衝突した場合には加害者となり、高額な損害賠償を求められる可能性もあるため、自転車保険等加入の義務化や、ヘルメット着用の努力義務化となりました。道路において、自動車や歩行者と自転車利用者の共存を図ることができるよう、自転車の走行空間の確保を積極的に進め、自転車利用者の安全を促進する必要があります。

3 生活道路における安全確保及び交通事故が起きにくい環境を作るためのポイント

町内での歩行中及び自転車乗用中の事故、交通人身事故発生件数の約半数が町道等の生活道路で発生しています。

このような状況を踏まえると、今後は生活道路において自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備、安全な走行の普及等の対策を講じ、歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立ったきめ細やかな交通安全対策を推進していくことが必要です。また、町民一人一人の交通安全意識と交通マナーを向上させ、高齢者等の交通弱者への思いやりの心を育むと共に、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要です。

第4 講じようとする施策

1 交通事故が起きにくい交通環境づくり

1) 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

(1) 町道の交通環境整備の推進

生活道路を中心とした路側帯の設置・拡幅等の安全対策を図るとともに、歩行者の安全性を確保するために、改善が必要な通学路や公共施設の周辺等に対する歩道の整備を推進します。

(2) 地域や住民主体性の重視

道路交通環境整備を進めていくため、計画策定や事業の実施に、地域や住民の主体的な参加による道路交通環境整備の取組みを推進します。

(3) 事故多発地点の重点的整備

交通事故の多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要のある道路について、関係機関と現場検証等行うと共に、交通安全施設の整備を推進します。

(4) 災害発生に備えた安全の確保

地震、風水害、雪害等による災害発生時における交通の安全を確保するために、日常の安全点検に努めるとともに冠水等の危険性の高い箇所については、施設等の整備を図ります。

(5) バリアフリー化を始めとする歩行空間等の整備

高齢者・身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、公共施設、福祉施設等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道、身体障害者用の駐車ます等を有する自動車駐車場の整備を推進します。

2) 交通安全施設等整備事業の推進

(1) 事故多発地点の重点的整備

交通事故の多発している道路、その他緊急に交通安全を確保する必要のある道路について、交通安全施設の整備を推進します。

(2) 交差点・カーブ対策の推進

信号機の設置されていない交差点や急カーブ等の交通事故防止を図るため、交差点の存在や優先関係を明確にする一時停止規制の整備を関係機関へ働きかけます。

また、ドットライン・クロスマークの設置等による道路標示、さらに道路反射鏡・ガードレール等の交通安全施設の整備を推進します。

(3) 信号機等の設置の促進

交通事故多発地点や交通事故の恐れのある危険な交差点等に、道路構造及び交通の実態を勘案した信号機・横断歩道の設置を関係機関へ働きかけます。

3) 自転車利用環境の整備

(1) 安全で快適な自転車利用環境の整備

自転車道や自転車専用通行帯、歩道上の歩行者と自転車の通行部分の指定等、自転車走行空間の整備を推進します。

(2) 自転車の安全性の確保

自転車利用者に対し、責任に基づく日常の適正な安全管理や自転車安全整備店における点検整備の奨励など、安全管理意識及び点検整備意識の徹底を図ります。

また、自転車を使用することが多い小中学生及び高校生に対しては、将来の運転者教育の基礎となるよう自転車の安全利用に関する指導を強化するため、学校において、学習指導要領に基づき、関連教科や道徳、特別活動及び総合的な学習の時間を中心に、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的な指導に努めます。

更に、自転車保険等加入の義務化、ヘルメット着用の努力義務化や、夜間の交通事故を防止するため自転車の被視認性の向上に効果のある反射器材（後部・側部）の普及・促進を図ります。

4) 道路交通環境の整備

(1) 路線バス等の維持及び整備

円滑で安全な道路交通を確保するため、移動手段を自家用車に依存しない路線バス等の維持及び拡充を図ります。

特に、子どもや高齢者などの交通弱者にとって重要な交通手段である路線バス等の利便性向上を図るため、広域路線バスの改善を推進します。

(2) 道路使用及び占用の適正化等

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用については、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、適正な許可を行うとともに、道路の不法占用を防止するため、警察・道路管理者が一体となり道路パトロールを強化し、悪質な事業者等に対して指導警告を推進します。

(3) 災害に備えた道路の整備

災害発生時に混乱を最小限に抑え、緊急交通路を確保するため、道路法面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備に努め、冠水等の危険性の高い箇所については、施設等の整備を図ります。

2 交通事故を起こさない意識づくり

1) 交通安全思想の普及啓発

交通安全教育は、「人優先」の交通安全思想のもと、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努め、交通事故を起こさない意識を育てることが目的です。

「第2次群馬県交通安全教育アクション・プログラム」に基づき、未就学児から高齢者に至るまでの交通ルールの遵守と、正しい交通マナーを実践し、生涯を通じて車社会で生きていく力を養い、交通安全に関する思想、知識及び態度を身につけることを推進します。

(1) 未就学児に対する交通安全教育

目標・・・基本的な交通ルールと交通マナーを理解し、歩行者として安全に道路を通行できるようにします。

○家庭・関係機関・団体等との連携・協力による、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えた交通安全教育を継続的に実施

○紙芝居などの視聴覚教材等の具体的で分かり易い指導

○未就学児の心身の発達段階や交通状況等の地域の実情を踏まえた幅広い教材・教具等を使用した交通安全教育の実施

○家庭において適切な指導をするため、保護者に対する交通安全講習会の開催

(2) 児童に対する交通安全教育

目標・・・基本的な交通ルールと交通マナーを理解し、安全に自動車に乗車できるようにするとともに、安全に自転車を利用して道路を通行したり、歩行者として安全に道路を通行できるようにします。

○家庭・関係機関・団体等と連携・協力を図り、学校教育全体を通じて、歩行者としての心得、自転車・乗り物の安全利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味・必要性等に関する交通安全教育の実施

○自転車の安全な利用や、安全な通学のための交通安全教室の推進と教職員等を対象とした講習会等の実施

○保護者が日常生活の中で模範行動をとり、歩行中、自転車乗用中等、実際の交通の場面で、児童に対し基本的交通ルール・交通マナーを教えるための講習会等の開催を推進

○交通ボランティア等による通学路の児童に対する交通安全指導の実施

(3) 中学生に対する交通安全教育

目標・・・自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得し、道路を通行する場合は思いやりをもって、他の人々の安全にも配慮できるようにします。

○家庭・関係機関・団体等の連携・協力による保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じた歩行者としての心得、自転車の安全利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等についての重点的な交通安全教育の実施

○自転車の安全な利用等を含む安全な通学のための教育教材等の配布、交通安全教室の推進、教職員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等の実施

○自転車を利用する際の、ヘルメット着用の徹底

(4) 高校生に対する交通安全教育

目標・・・自転車の利用者及び二輪車の運転者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得するとともに、交通社会の一員として責任を持って行動することができるような社会人を育成します。

○家庭・関係機関・団体等と連携・協力を図り、学校教育全体を通じた自転車の安全な利用、自転車・二輪車・自動車の特性、運転者の責任、応急手当等の理解、運転免許取得前教育としての性格を重視した交通安全教育の実施

○特に二輪車・自動車の安全に関し、安全運転を推進する機関・団体等と連携した、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を目指した交通安全教育の実施

○教育教材を配布し、交通安全教育のあり方、実践に関する調査研究、教員等を対象とした心肺蘇生法も含めた研修会、交通安全教育等の実施

○自転車を利用する際の、ヘルメット着用の徹底

(5) 成人に対する交通安全教育

目標・・・特に、初心運転者や若者の運転者については、正しい運転の技能及び知識が定着しておらず、逸脱した運転方法が身に付いてしまうことがあるため、安全運転に必要な技能及び知識の定着を図るようにします。

○社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識・技術、交通安全意識・交通マナーの向上

○飲酒及び迷惑・危険運転の根絶

○公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動の促進と、関係機関・団体等による実践活動の促進

○安全運転管理者、運行管理者等の法定講習、新社会人向けの研修会への積極的参加の推進

(6) 高齢者に対する交通安全教育

目標・・・加齢に伴う身体機能の変化等を踏まえ、歩行者として安全に道路を通行したり、自動車を安全に運転したりするために必要な技能及び知識を習得できるようにします。

○加齢に伴う身体機能の変化が、歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側からみた歩行者や自転車の危険行動についての理解を促進

○飲酒及び迷惑・危険運転の根絶

○自ら納得して運転免許証の自主返納をできるよう推進

○関係団体、交通ボランティア等と連携し、高齢者（老人クラブ等）を対象とした事故実態に応じた具体的指導の交通安全教育の推進

○各種イベント等の多様な機会を活用した、反射材の活用等による交通安全用品の普及

2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) 交通安全運動の推進

○明和町交通対策協議会等の構成機関・団体の相互連携による交通安全運動の組織的・継続的な展開

○交通安全運動の重点に、高齢者・子ども等歩行者の交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、夜間（特に薄暮）における交通事故防止、二輪車・自転車の安全利用の促進とルールへの遵守、飲酒及び迷惑運転の根絶、交差点付近の交通事故防止の設定

○運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等を広く住民に周知させることによる交通安全運動の充実

○地域の実態や交通量等を踏まえた交通安全運動を推進

○非接触によっても効果的な交通安全教室の開催や動画による交通安全教育を実施し、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動の促進

(2) 自転車の安全利用の推進

○車両としてのルールを遵守するとともに、正しい交通マナーを実践しなければならないことの理解の促進

○自転車乗用中の交通事故、自転車による迷惑行為を防止するための歩行者等に配

慮した通行等、自転車の正しい乗り方の普及啓発

- 自転車の歩道通行時のルールの周知・徹底
- 歩行者と衝突した場合など、加害者となる側面も有する者としての十分な自覚・責任が求められることの意識の啓発
- 薄暮・夜間におけるライト点灯の徹底、自転車への反射材の取付けの促進
- 未就学児同乗中の自転車の危険性、事故実態の広報啓発
- 自転車保険等への加入促進
- 乗用中の自転車用ヘルメット着用促進

(3) 自動車におけるすべての座席でのシートベルトやチャイルドシートの正しい着用の徹底

各季の交通安全運動、イベント、講習会、広報及び街頭活動等の機会を利用し、全ての座席でのシートベルトの正しい着用の普及に努めます。

また、子どもが同乗する際のチャイルドシートの着用を推進し、安全効果の普及に努めます。

(4) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

関係機関と連携した運動を推進し、飲酒運転根絶に取り組みます。また、運転後のアルコール検知を徹底します。

(5) 効果的な広報の実施

広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用した広報活動を実施します。

(6) その他の普及啓発活動の推進

- 高齢運転者標識（高齢運転者マーク）の積極的な普及・活用
- 高齢運転者標識（高齢運転者マーク）を取付けた自動車に対する保護意識の普及
- 運転免許証の自主返納制度の普及啓発及び支援制度の拡充
- 自動車・二輪車・自転車の早めのライト点灯の促進

3) 交通安全施策に関する民間団体や事業所等の主体的活動の推進

民間団体等と町の定期的な協議の機会を設け、交通安全に関する各種情報の集約・提供及び協力体制の強化を図り、官民一体となった交通安全活動推進体制を一層強化し、交通安全に関する町民挙げての活動の展開を図ります。交通安全活動の役割の重要性を踏まえ、交通安全を目的とする民間団体等については、これらの団体が行う、交通安全に関する主体的活動の支援を積極的に行います。

また、事業所における安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任を推進し、事業所内での安全運転管理体制の充実及び安全意識の向上を図ります。